

住民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置について

住民税課税世帯（利用者負担第4段階）の方には負担限度額が適用されませんが、高齢夫婦世帯等で、世帯員の一人が施設に入所したことで他の世帯員の生活が困難となる場合や、ご夫婦が双方施設に入所したことで施設利用料の支払いが困難となる場合には、食費・居住費を「利用者負担第3段階②」の負担限度額まで軽減する制度（特例減額措置）があります。

【特例減額措置の対象となる方】

次の①～⑥の全ての要件を満たす方に、要件③に該当しなくなるまで、「利用者負担第3段階②」の食費または居住費もしくはその両方の負担限度額が適用されます。

- ① 住民税課税者がいる高齢者夫婦世帯・高齢者による親子世帯等であること（世帯分離を含む。）。
- ② 世帯員が、介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること（※1）。
- ③ 世帯の前年の年間収入から、施設の利用者負担（1～3割負担・食費・居住費の年額）を除いた額が80万9千円以下となること（※2）。
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

※1 短期入所（ショートステイ）サービスの利用には適用されません。

※2 高額介護（予防）サービス費等の支給が見込まれる場合には、高額介護（予防）サービス費等の金額を控除した額で計算します。

【申請時に必要なもの】

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 住民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書
- ③ 入所施設における施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書などの写し
- ④ 世帯全員の所得証明書・源泉徴収票・年金支払通知書・確定申告書などの写しその他収入を証する書類
- ⑤ 世帯全員分の預金通帳の写し（銀行・支店名、口座番号・名義人がわかる頁と、直近2ヶ月の最終残高がわかる頁）
- ⑥ 世帯全員分の有価証券・債券など

申請内容を審査し、減額対象となる場合には、『介護保険負担限度額認定証』を交付します。
また、適用日は、申請日の属する月の初日から有効となります。

<問い合わせ・提出先>

葛飾区福祉部介護保険課管理係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話 03(5654)8246 (直通)

03(3695)1111 (代表)

内線 2353・2332